

別記第3号様式の2（第39条関係）
（物品の製造又は買入れの契約の場合）（表）

| | | | |
|-------------------------|---|------------------|-----------|
| 収入 印紙 | 文書番号 | 6中支セ管契第698号の2 | |
| | | 請 | 書 |
| 東京都学校経営支援センター所長 殿 | | 令和6年10月1日 | |
| | | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | | [法人の場合は名称及び代表者名] | |
| 下記の金額及び条件により指示どおり履行します。 | | | |
| 契約の目的 | 台車外18点の買入れ | | |
| 契約金額 | ¥215,820. (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥19,620.) | | 内訳裏面のとおりに |
| 条 件 | | | |
| 1 履行期限 | 令和6年11月22日 | | |
| 2 履行場所 | 東京都立小山台高等学校外4校 | | |
| 3 契約保証金 | 免除 | | |
| 4 支払条件 | 検査完了後適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内とする。 | | |
| 5 支払遅延利息 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところによる。 | | |
| 6 権利の譲渡等 | この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないこと。 | | |
| 7 契約の解除 | 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。 (1) 9及び10以外の理由により、履行期限内に製造又は納品の完了ができないとき。 (2) 完全に契約を履行できる見込みがないことが明らかであるとき。 | | |
| 8 契約解除に対する違約金 | 7に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。 | | |

(注) 物品買入れの契約については、収入印紙は不要である。

(日本産業規格A列4番)